

二〇一三年度 卒業論文

苗木藩による廃仏毀釈

L100066

瀧 唯香

目次

序論	1
本論	3
第一章 時代背景 — 苗木藩を中心に —	3
第一節 明治政府による政策	3
第二節 苗木藩の状況	4
第二章 苗木藩の廃仏毀釈	7
第一節 苗木藩の廃仏毀釈について	7
第二節 苗木藩における真宗信仰について	10
第三章 真宗信仰の役割	14
第一節 親鸞と弾圧 — 承元の法難について —	14
第二節 親鸞著述から見られる念仏者の姿勢	21
結論	26
註	
史料・参考文献・参考論文	

序論

明治政府の廃仏毀釈により、地域によっては仏教者であることで身の危険があった時代があった。念仏弾圧と聞くと薩摩藩のイメージが強いが、他の地方でも廃仏毀釈と言った形で弾圧のあった地域はたくさんあり、中でも私にとって一番身近に感じられる苗木藩での廃仏毀釈については、資料も少なく、あまり問題視されていない。しかし、苗木藩での廃仏毀釈は領内のすべての寺院を廃寺とし、すべての僧侶を還俗または苗木藩領外に退去させるというように徹底的に行われていた問題視すべき出来事だと考える。私はこのような苗木藩による廃仏毀釈について、特に苗木藩の真宗を中心に明らかにしていきたい。

私は旧苗木藩の地域で割れ目のある石仏をよく見かけるのだが、石仏の周りはきれいに手入れがされており、花が供えられていることもあった。また、自坊の門徒の方で以前旧苗木藩領内に生まれていた方が、家族と夜中に山奥へ行き念仏したことがあると言われていた。その方は、平成一九（二〇〇七）年一月一九日に九五歳で亡くなられており、その人自身が廃仏毀釈のあった時代を生きたわけではないが、夜中に山奥へ行き念仏にはよく行かれていて、それは家族が正信偈を暗記しているほどのものであった。ここから、廃仏毀釈が行われていた当時、その方の祖父母にあたる方々は、かくれ念仏をされていて自分の子孫に伝えていたのではないかと考えている。そこから、当時、その家庭だけでなく、廃仏毀釈のあった苗木藩にかくれ念仏をしていた人がいたのではないかと考えている。そのように念仏を信仰されていた方々が、当時どのような生活を送っていたのかということから仏法のありがたさを学んでいきたい。また、仏教を信仰することで処罰を受けることが分かっているながらも

気付かれないように仏法を大切にしてきた人々の心持を知ることができたらと考えている。また、このような歴史的事実を念仏者はどのように受け止めていくべきかということ論じていきたい。

まず第一章の第一節では、明治政府のどのような影響によって苗木藩で廃仏毀釈が起こったのかということ、明治政府の宗教政策をもとに明らかにしていく。そこから第二節では、苗木藩がどのようにに廃仏毀釈を断行していったのかということ、当時苗木藩で盛んであった平田国学の思想をもとに明らかにする。

次に、第二章の第一節では、苗木藩の廃仏の状況について、史料や現状をもとに、廃寺や僧侶還俗、その他さらに細かな部分について確認する。第二節では、一節で述べた廃仏の状況の中、苗木藩内の浄土真宗の人々がどのような弾圧を受けどのような生活を送っていたのかを明らかにする。

また、その苗木藩での廃仏毀釈は親鸞の受けた承元の法難と似ていることから、第三章の第一節では、承元の法難はどのような事件であったのかを確認し、それにはどのような意義があったのかを明確にしていきたい。そこから第二節では、弾圧に対する念仏者の姿勢を明らかにする。そこで、廃仏毀釈で弾圧を受けながらも念仏を続けた苗木藩の真宗門徒と承元の法難にあった親鸞を照らしあわせ、親鸞の文献を用いて念仏者のあり方を明らかにしたい。

そして最後に、このような歴史的事実を現在私たちはどのように受け止めていくべきなのかと言うことを親鸞の書物を用いて論じていきたい。

第一章 時代背景 — 苗木藩を中心に —

第一節 明治政府による政策

苗木藩での廃仏毀釈について明らかにしていくにあたり、まず、明治政府の宗教政策について明らかにする。明治政府は、明治元（一八六八）年三月に「皇国内宗門復古神道二御定被仰出候事」という神仏分離令布告案と神道国教主義を打出した。⁽¹⁾これに伴い、廃仏毀釈は断行された。その内容は、当時の封建社会にあった仏教教団にとって、厳しい法難であったといえるだろう。

しかし、政府の文書を確認すると、その本意に廃仏毀釈がなかったことがうかがえる。その様子はいくつかの文書に見られる。⁽²⁾代表的なものをあげると以下のものである。

明治元年六月（朝廷の意は廃仏毀釈に非ず）

先般神祇官御再興、神仏判然之御処分被為在候は、専孝敬を在天祖宗につくさせらるるためにて、今更宗門を褒貶せらるるにあらず、然るに賊徒訛言をもって、朝廷排仏毀釈これつとむなど申触し、下民を煽惑動揺せしむる由、素より彼等斯好生至仁億兆一視之歡慮を奉戴せざるのみならず、即宗門之法敲と謂べし、依而教旨説論、便宜を以て、民心安堵、方向相定、作業等相励可申様、門未教育可 致教育旨御沙汰候事

六月

明治元年九月（排仏趣旨に非ず妄に復飾するを禁ず）

神仏混淆不致様、先達而御布令有之候得共被仏之御趣意には決而無之処僧分において、妄に復飾の義願出候もの往々有之、不謂事に候若も他伎芸有之、国家に益得る義に而、還俗いいたし度事に候得は、其願御調之上、御聞届も有之候得共、仏門に而蓄髪いたし候義は、不相成候間、心得違無之様御沙汰候事

九月（3）

以上の様に、廃仏毀釈は明治政府の本意でなかったことが分かるだろう。しかし、前述の通り廃仏毀釈は行われた。この影響により全国的に行われたわけではないとはいえ、苗木藩以外でも廃仏毀釈が実施された地域があったことは事実である。廃仏毀釈が実施された地域は、松本藩、伊勢山田、土佐、薩摩、苗木藩、隠岐、富山藩合寺、佐渡合寺、讃岐多度津藩、奈良、京都地方、兵庫、平戸、佐倉、飯沼、瓜連、大多喜であると言われている。⁽⁴⁾ どのような原因で廃仏毀釈が行われたのかについては、地域によってその意図は各々違うのではないかと考えるが、今回、私は、苗木藩での廃仏毀釈について取り上げていく。

苗木藩では明治政府の本意ではなかった廃仏毀釈がどうして行われたのかということについて考えていきたい。そこでまずは、苗木藩について触れていきたい。

第二節 苗木藩の状況

苗木とは、岐阜県中津川市のほぼ中心の地域であり、苗木藩は木曾川北岸にある一万石の小藩であった。苗木藩は藩成立から解体まで領主交代はなく、遠山氏によって治められてきた。遠山氏は加藤景廉の子、景朝が建久

六（一一九五）年、恵那郡遠山荘を与えられたのが始まりである。そして、慶長五（一六〇〇）年、関ヶ原の戦いの際、遠山友政は家康の側で活躍し、その戦功により領土が与えられ、遠山兵衛友政は初代苗木藩主となり、苗木藩は成立した。⁽⁵⁾

そして、廃仏毀釈が断行されたのは、苗木藩解体の直前であり、苗木藩最後の藩主である十二代目の友禄の時であった。その当時の苗木藩の状況について述べていきたい。

慶応四（一八六八）年八月、明治に改元する四週間前に藩校日新館が「仮学校所」として設置され、明治二（一八六九）年十二月五日には「日新館」として完成した。日新館での教育は国学中心の授業であり、本居宣長や平田篤胤などの著書を講義して国家精神の育成、啓蒙を基本とするようになった。⁽⁶⁾このように教育の場でも扱われるほど、当時苗木藩では、平田国学が盛んであった。それは嘉永五（一八五二）年に江戸で青山景通が平田鉄胤の門人となり苗木藩に帰ってきてからのことである。当時の藩主遠山友禄や苗木藩の大幹部の者まで、平田国学の門下となったほどであった。明治二（一八六九）年には、景通の息子である直道が苗木藩の大参事に就任した。直道は苗木藩での廃仏毀釈を推進した中心人物であると考えられ、苗木藩での廃仏毀釈には国学の大きな影響があったと言えるだろう。

平田国学とは、本居宣長が確立した国学を平田篤胤が「古道学」の部門で継承されたものである。平田篤胤は仏教を批判している。例えば『出定笑語』には次のようにある。

出家の方でいふ所は、御国の神をば仏法の下役の如く、卑めてあるが、…そもそも古への神々は、天地をさ

へに御造あそばしたる程のことで、且は恐れながらいはば、自分の先祖じやが、それをば賤しめられても何とも思はず、釈迦はたとへ真に尊きものにしろ、外国の人じやものを、そこを畏くわが先祖とも、身の本ともまします、わが国の神に見かへて、上なきものに、諂ひ仕へると云は、ちやうど我が君わが親をすてて、他人を尊び、其他人への諂ひが有て、かへらまにわが君我が親をそしられても、何とも思はず、且ともども我が君わが親をそしり、たまさか自分の親を尊めと勸むる人をせへに憎むやうなものじやが、返々も扱々世には、さかさまな心の人も、あればあるものと、覚えず肩で息をする程のことでござる。(7)

以上のように平田国学は仏教を批判し、日本古来の神道こそが正しい教えてであることを主張していた。そこから、平田国学が盛んであった苗木藩では廃仏毀釈が進められてきたのではないかと考えられる。

ここまでで述べてきたように、明治政府によって、神仏分離令布告案と神道国教主義を打出された。このことにより、仏教を批判し、国家神道を勧める平田国学の盛んであった苗木藩では廃仏毀釈が断行されたことが分かる。

では、次に、苗木藩が、藩内の寺院や檀家、門徒に対し、直接的にどのような対応をしてきたのかについて述べていきたい。

第二章 苗木藩の廃仏毀釈

第一節 苗木藩の廃仏毀釈について

それでは、苗木藩の廃仏状況について詳細に見ていく。その中で、二つの視点より確認する。まず、史料をもとにして、廃寺と僧侶還俗について見ていく。続いて、現状をもとに、さらに細かな部分について確認していく。

苗木藩が廃仏毀釈を断行していくに当たって「神葬祭願」という二通の願書⁽⁸⁾を政府へ進達され、その後「支配地廃寺帰俗申付候御届」が進達され、そこから廃仏毀釈は断行された。

苗木雲林寺 同所仏好寺 黒川村正法寺 坂下町長昌寺 福岡村片岡寺 姫栗村長増 寺 蛭川村宝林寺
切井村龍気寺 神土村常楽寺 飯地村洞泉寺 赤河村昌寿寺 高山村岩松寺 河合村龍現寺 大地村積善寺
中野方村心観寺

通計十五箇寺

右今般知事始支配地一同神葬祭罷成候二付廃寺帰俗申付活計為相営申候此段御届申上候 以上

庚午九月廿七日

苗木藩

弁官御中 (9)

この「支配地廃寺帰俗申付候御届」に書かれている十五カ寺の寺院が廃寺となった。それは次の様である。

明治三(一八七〇)年九月三日に藩庁へ管内寺院の住職全員を呼び出し、大参事青山直道から「今回王政復古に付領内の寺院廃寺申付候速に御請すべし就ては還俗する者には従来の寺有財産及寺等を下され苗木帯刀を許し

村内里正の上席たるべし」(10)と申渡した。そして、これに従わなかった者に対しては、

僧侶の素行を調べて置いて、然るに後に突然僧侶と信徒二人宛を呼び出して魚を食わせた。此の時代はまだ封建時代の風習が残っている間であつたから、妾を置いたり魚を食う事を隠していた。

そこで役人の前でご馳走に出た魚を食わぬといえ、汝は平素魚を食ひ妾を置いているではないかと先に調べてあることを一々並べ立てて糾問する。そして汝等が若し廃仏を承諾すれば許してやる。若し廃仏を承諾せねば縛るがどうだと脅して承諾させた。そしてすっぽり寺をつぶし地蔵で橋を架け、内仏で風呂を焚いて仏風呂に僧侶を入らせた。(11)

このように、当時の僧侶の意識が薄かつたために弱みを握られ、僧侶は還俗せざるを得なくなった。そして、寺院は廃寺となった。しかし、実際にはこの十五ヶ寺以外にも廃寺となった寺院がある。しかし、そのことについては、まだまだ不明な点が多い為、この論文では深く取り上げない。(史料1参照)しかし、当時、苗木藩で領内全ての寺院が廃寺となり僧侶は領外寺院へ逃げた者や還俗し神官になった者や学校の教員となった者など様々である。このように、苗木藩では僧侶として生きる事は困難だったということは多くの文献や史料で明らかにされていた。

「神葬祭願」や「支配地廃寺帰俗申付候届」の他に、虚無僧取締についての届書が進達され、

自今人民天然を以て終り候者又は非命に死候者等埋葬之所に於て其時々其由を記録し云々等毎歳十一月中其管轄又者支配所へ差出させ十二月中弁官に可差出候事右之通管内社寺へ可触達候事(12)

と云う達しがあつたため「伺之通りたるべき事」の指令があつた。

苗木藩で断行された廃仏毀釈は廃寺や僧侶の還俗だけではなく、寺院・仏具・經典および個人の位牌も含めて破棄または焼却する政策が実施され、徹底的に行われた。そして、廃仏毀釈の実施で旧苗木領内には現在も寺院や仏具などは、ほとんど残っていない。更に、石仏石塔は破壊されることや橋に利用されることもあつた。現在でも旧苗木藩内のあらゆる場所に頭のない石仏がたくさん残っている。(史料2参照)『八百津町史―史料編―』には、

各字には阿弥陀堂、観音堂、地藏堂、薬師堂があつたが、これも全部こわされ、或は名号石、供養塔、石碑等も同じ運命にあつたことは言うまでもなく、更に藩からは「仏具を所有すべからず若し所有する者は科罪を申付く」と云う達し(東白川村)をしたので旧記仏具等は僧俗何れの所有たるを問わず或は毀され、或は灰燼に帰し、或は流され又は売却されて殆ど其の影を止めぬこととなつた。(13)

と記されており、ここから、寺院、僧侶だけでなく信仰されていた檀家、門徒の方々も信仰を許されていなかったことが分かる。また、

領民に対しては有無を言わせず仏法を捨てて神葬に改めることと厳命し、廃寺帰農後仏像は焼捨てるか又は掘埋める事を布達している。(14)

合掌さえもいかぬと云う断乎たる態度を執つていて、その仏に関する限り些かでも抹香の臭いは禁じている。(15)と仏教に関する一切禁じられていた。

以上のように、苗木藩での廃仏は徹底的に行われ、仏教者は大きな損傷を負った。しかし、その中であっても、信仰を続けていた様子が見受けられる。それは、特に、私の専門分野である真宗の門徒に見受けられた。そこで、苗木藩内の真宗門徒の信仰について確かめていきたい。まず、確認するにあたり、苗木藩の真宗の状況について見ていく。

第二節 苗木藩における真宗信仰について

苗木藩に浄土真宗はどのくらい浸透していたのか。そこで「支配地廃寺帰俗申付候御届」にあげられた寺院を調べたところ、宗派は史料¹であげているように、浄土真宗の寺院はなかった。それは、苗木藩の初代藩主・遠山友政によって慶長一九（一六一四）年に、その菩提寺である天龍山雲林寺が創建され、領内統治の一環として、宗派の統一がはかられ、明暦年間第三代藩主遠山友貞の代に、領内の各寺を臨濟宗妙心寺派に改宗した為である。⁽¹⁶⁾しかし、苗木藩での真宗について次のようである。

苗木藩領内には真宗系の寺院はなかったが、隣接の尾州領加茂郡久田見村に真宗大谷派の法誓寺があり、苗木領内の加茂郡塩見村の住民のうち二百戸あまりがその門徒であった。⁽¹⁷⁾

久田見村法誓寺の門徒は、苗木領では塩見村一村が門徒であった。外に中之方村にも一部門徒がいた。⁽¹⁸⁾以上のことから、苗木藩領内に浄土真宗の寺院はなくても信仰があったことが分かる。

苗木藩は、領民を檀家に持つ領外の寺院である法誓寺に対し、明治三（一八七〇）年九月十日

今般朝廷へ伺い濟之上知事始藩内一同神葬祭二相改申候其寺檀方者モ管下ニ付此由申入候也（19）
と申し付けた。これに対して、法誓寺は次のような返答をした。

先達懇々御使者を以て御申越之次第為御受早速参庁可仕之処折節風邪にて引籠り罷在依之遅々に及び候段御
断申上候猶御申越之趣早速本山へ相伺沙汰有之候はば早々御返答可申上候先は御使者僧を派遣し、如期に御
座候（20）

そして、法誓寺は本山に訴え、本山は使僧を派遣し、藩庁へと向かった事が『苗木藩終末記』に次の様に記されている。

苗木塩見村の門徒二百戸が神葬祭に改宗したので、驚いた旦那寺の久田見村法誓寺では本山に訴え、今、中津の西生寺に哀訴のため使僧が泊まっているそうだ（中略）本山の使僧達は、苗木藩庁に出向いて、法誓寺の檀家の塩見村信徒の神葬改宗について強く抗議をしようと気負うていた。（中略）「拙僧は京の本山より使僧として参った者、何卒大参事殿にお目にかかり申しあげたき義あり、ご面会をお取次願いたい。」と丁重に申し出たが、永いこと玄関口で待たされたあげく、再び出て来た藩士はいきなり、「応接の筋合は御座らぬ、お帰りあれ」と荒々しい言葉ではき出すようにいうとすぐに奥へ消えていった。（中略）「問答無用」とばかり、刃を抜いて切りかかる敵がい心を見てとった彼等は、明日に見る寺門の運命の暗さを覚えて、再び西生寺の門をくぐった。（21）

このように、苗木藩内の門徒の為に、法誓寺は本山に嘆願し、苗木藩に抗議をしたが、どうすることも出来ない

まま終わってしまった。『八百津町史 史料編』には、この時、抗議をしに行つた者達が兩三日帰らなかった為藩庁へ虜になつたと騒ぎになり、門徒が竹槍を用意して奪い返しに出かけようとしたという記述もあった。(22)

このように、真宗の門徒は苗木藩からの命令に従わなかつたため藩主が塩見村まで来て、次のように廃仏を實施した。

明治三年間十月二十日塩見庄屋宅に到着して一泊することになった。苗木藩知事遠山友禄はその夜、かねて廃仏を怠っているといわれていた組頭謙八郎を呼び寄せて、何故仏壇をそのままに残しているのかと詰問した。それに対して謙八郎が七十余才になる伯父が仏法に熱心で、その嘆きを見るに忍びず、そのままにしておりますと答えると、知事は大声でしかりつけ、明朝仏壇を庄屋元へ持参せよと命じた。翌朝謙八郎の仏壇と同じく廃棄を怠っていた組頭市蔵の仏壇とが庭前に運ばれると二階から監視する知事の面前で本尊を土足にかけ仏壇に火をつけて本尊もろとも焼き捨てた。この時市蔵の女房は狂乱し、本尊と一緒に焼け死ぬと云つて、火の中にとびこもうとしたが、周囲の者が抱きとめて事なきを得たというものである。(23)

この事はいくつかの文献に記されており、『苗木藩終末記』には、この最後に藩主は「今月中に仏具を処分せよ、守らねば役人を差し向けて処分する」と言い残していったとされている。(24) ここで、法誓寺は同年十二月に本山に訴え、本山は朝廷に歎願書を送つたが、「別紙之通勸修寺家執事本願寺より願出候に付差出候間此段宜敷奉願上候 以上」と返され平行線であつた。(25) そして、藩は次の様に廃仏政策を行つた。

翌四年二月には、神事掛・大監察を領内へ派遣して廃仏・神葬改宗を巡察させ、仏像・仏具など一点でも所

持している者は直ちに藩庁に引き立て入牢せしめ、(26)

このような中でも仏法を聞き続けていた人がいたことが『苗木藩終末記』に記されていた。

七名の者が、ひそかに久田見村の法誓寺へ出入りして、法談を聞いていたのが発覚したのであった。(中略) 拓植平左エ門は自首したというので処分をまぬがれ、拓植円十郎と拓植与七は、取調中いち早く他の者の罪状を知らせたというので、罪一等を減じられて苔三十の処罰となった。

一番重刑に処せられたのは切井村の百姓の山口又十郎であった。彼は寺へ出入りし法談を度々聴聞し、その上、仏像をひそかに隠して置いたというので、苔五十の刑に処せられた。(27)

また、

久田見村には隣村福地犬地方面から預けられた仏壇がそのままとなつて今日でも多数現在して居り、当時預け主は預け先へ秘かに訪れては参拝したが露頭して座敷牢へ入れられたものもあつた(28)

といった記述があつた。

このように、苗木藩には信仰を続けることで処罰を受けなくてはならないと分かっているにもかかわらず、かくれて信仰を続けた真宗の門徒がいた。合掌さえもいかぬと、仏教に関する一切禁じられていた中、苗木藩内に真宗の寺院がなくても隣の藩にある法誓寺まで行き念仏を続け、仏像仏具を隠し、念仏者として生き続けた人がいた。

この事実は、かくれ念仏と言えるのではないだろうか。また、その苗木藩の真宗の門徒の姿勢は、親鸞が承元の法難で流罪となった時の姿勢と似ているのではないかと考える。そこで、次の章では、廃仏毀釈にあつた苗木藩

の真宗の門徒がどのような心持ちであったのかを知る手立てとして、承元の法難を受けた親鸞の言葉をたどっていききたい。またそれをもとに、政治的弾圧や当時の仏教界について、念仏者である親鸞は、どのような受け止め方をしていたのかということについて論じていきたい。

第三章 真宗信仰の役割

第一節 親鸞と弾圧 — 承元の法難について —

まず、承元の法難とは、どのような事件であったのかを確認していく。承元の法難とは、法然の専修念仏の教えに対する他宗の仏教者による批判から起こった。元久元（一二〇四）年十月に比叡山より念仏停止を迫られたが、法然は誓文を山門に送り、「七箇条制誠」を定めた。しかし、元久二（一二〇五）年十月に南都の興福寺より朝廷に九箇条の罪状があげられ、専修念仏は仏教に背く教えであり国家を危うくするものと批判され、その停止が訴えられた。その九箇条の罪状の内容は、新宗を立する失、新像を凶する失、釈尊を軽んずる失、万善を妨ぐる失、靈神に背く失、浄土に暗き失、念仏を誤る失、釈衆を損ずる失、国土を乱る失、である。そして、建久二（承元元年・一二〇七）年一月、承元の法難は起こり、朝廷より専修念仏停止を下された。そして、同年二月に法然やその門弟は、死罪または流罪となった。その中で親鸞は越後に流罪となった。

以上で述べたように、親鸞の生きた時代に他力念仏の教えは仏の教えに背いていると興福寺の僧侶によって朝

廷に訴えられた。その内容は

とりわけ戒律を保つ必要はない、善根功德はなくても、どれほどの重罪を抱えていても称名さえすれば、阿彌陀仏は浄土に往生させてくれるのだから、因果応報の道理を否定し、廃悪修善の修行を無視する邪教である。それどころか自力聖道門を捨てて他力浄土門に帰依せよと勧めているから、戒、定、慧の三学を成仏道として勧めてきた釈尊以来の仏法を破壊するものです。(中略)それはまた、護国の仏法を捨てさせることを意味しています。(中略)護国の仏法が衰滅することは、国家もまた衰滅することに連なります。専修念仏は国土を乱す大罪を犯しているのです。(29)

というものだった。ここで、承元の法難で真宗に対する誤解を正し、真宗の教えを明らかにしたとされる『教行証文類』を中心に、その誤解に対し親鸞はどのように応えているのかということを見ていきたい。

前述のように、専修念仏は仏教に背く教えであると批判されたが、「化身土文類」の中に『安樂集』を引用し

『大集経』にのたまはく、わが末法の時のなかの億々の衆生、行を起し道を修せんに、いまだ一人も得るものあらじと。当今は末法にしてこれ五濁悪世なり。ただ浄土の一門のみありて通入すべき路なり」と。(30)
更に、親鸞は最澄の『末法灯明記』の引文をもって次の様に述べている。

将来末世の名字の比丘を世の尊師とす。もし正法の時の制文をもつて、末法世の名字の僧を制せんは、教機あひ乖き、人法合せず。これによりて『律』にはく、非制を制するは、すなはち三明を断ず。記説するところこれ罪ありと。(31)

また、「化身土文類」には

浄土真宗は、在世・正法、像末・法滅、濁悪の群萌、斉しく悲引したまふをや。(32)
と記されている。更に

聖道の諸教は行証久しく廃れ、浄土の真宗は証道いま盛んなり。(33)

とある。末法の世に生きる煩惱具足の凡夫は、自分の力でさとりに至ることは不可能であり、ただ、本願他力に身をまかせた浄土真宗に帰することこそが阿弥陀仏の本意であると主張されている。また、阿弥陀仏はどの時代のどのような衆生も同じように救うと言われている。そして、親鸞は当時、仏道を歩んでいた者について

しかるに諸寺の釈門、教に昏くして真仮の門戸を知らず、洛都の儒林、行に迷ひて邪正の道路を弁ふることなし。(34)

と述べている。このように当時、仏道を率先して歩むべき仏教者であつても教えを正しく理解せず、朝廷を間違つた方向へと導いてしまったととらえていたのではないかと考える。また、「化身土文類」では

しかれば、穢悪濁世の群生、末代の旨際を知らず、僧尼の威儀を毀る。今の時の道俗、おのれが分を思量せよ。(35)

と述べている。末法の世であつた為、浄土真宗の教えに出遇っていない者の間違つた見解により、承元の法難は起こってしまったと受け止められていたと考える。また、それと同時に末法の時代を生きる者に対し問いかけがなされている。これは、浄土真宗こそが、末法の時機に相応する仏教であることを明らかにし、聖道門は仏の意趣に背いていてのではないかということ。「思量せよ」という言葉で問いかけられたのだと考えられる。それは

また、聖道門と浄土門の違いをはっきりさせ、その上で阿弥陀仏の本意にかなっているかを見極めることなく、聖道門の教えをもとに浄土門を非難した人々に対して、ただ批判するのではなく、問いかけというかたちをとり、間接的に浄土真宗を勧められていたのではないかと考える。

また、専修念仏への批判は『興福寺奏状』のみならず、当時の仏教界から多くの批判があった。その代表的なもので、専修念仏を教義的に批判した明恵の『摧邪輪』がある。『摧邪輪』では、法然の教えは仏道における全ての行の根本である菩提心を廃捨するものだと批判していた。それに対し、親鸞は「信文類」で以下のように応答している。

しかるに菩提心について二種あり。一つには堅、二つには横なり。(中略)横超とは、これすなはち願力回向の信樂、これを願作仏心といふ。願作仏心すなはちこれ横の大菩提心なり。これを横超の金剛心と名づくるなり。(36)

以上より、法然は全く菩提心が必要としなかったのではなく、菩提心には自力の堅の菩提心と他力の横の菩提心の二つの菩提心があることを明らかにし、自力の堅の菩提心を捨て、他力の横の菩提心を選び取ったことが分かる。

また、承元の法難について殿内恒氏は

承元の法難とは、(中略)「法に背き義に違」するものに他ならなかった(中略)『興福寺奏状』に端を發したものとされるが、その文言に見出されるのは、王法と相資相依の関係にある仏法のあり方であり、また朝廷

や神祇を重んじる仏教者の姿勢であった。(37)

と述べている。では、次に、王法の権力にたより、浄土門を弾圧した他宗の者や神祇を重んじる仏教者に対して親鸞はどう受け止めていたのかについて明らかにする。

親鸞は当時の仏教界のあり方に対して悲歎されていたことが、『正像末和讃』『愚禿悲歎述懐』からうかがえる。

かなしきかなや道俗の 良時・吉日えらばしめ

天神・地祇をあがめつつ ト占祭祀つとめとす

僧ぞ法師のその御名は たふときこととききしかど

提婆五邪の法にて いやしきものになづけたり

外道・梵士・尼乾志に ころろはかはらぬものとして

如来の法衣をつねにきて 一切鬼神をあがむめり

かなしきかなやこのごろの 和国の道俗みなともに

仏教の威儀をもととして 天地の鬼神を尊敬す(38)

このような仏教者を親鸞は、自力をたのむ者と位置づけられていたことが『一念多念文意』で、次のように明らかにされている。

異学といふは、聖道・外道におもむきて、余行を修し、余仏を念ず、吉日良辰をえらび、占相祭祀をこのむものなり。これは外道なり、これらはひとへに自力をたのむものなり。(39)

では、他力をたのむ仏教者の姿勢はどのようなものかということについて論じていきたい。そこでまず、親鸞が神々についてどのような位置づけをされていたのかを考察する。このことについて内藤知康氏は

「超自然的な存在であるはあるが、解脱に至っていない存在としての神々」と「仏・菩薩の化身としての神々」の二種の位置づけがあると考えられる。この中、後者については、本地垂迹説と言われ、八世紀末より明治の神仏分離に至るまで、日本に於ける代表的な神々観である(40)

と述べられている。また、『浄土和讃』の現世利益和讃の一〇〇〜一〇六首(41)を見ると、神は念仏者を守護する存在であることが明かされている。しかし、『教行証文類』の「化身土文類」には

仏に帰依せば、つひにまたその余のもろもろの天神に帰依せざれ(42)

と『涅槃経』の引文がある。ここから、神は帰依の対象ではないことが明かされている。また、林智康氏は

内心に一切の鬼神(天神地祇)を尊敬すと批判している。いわゆる本地垂迹説によつて神祇を尊敬する聖道諸師に対し厳しく警戒している。(43)

と述べている。このように、親鸞は仏道を歩む者に対し阿弥陀仏一仏への帰依をすべきであり、神々へ帰依する者は念仏者ではないとしている。

以上のように、興福寺の僧侶により浄土真宗の教えは非難され、朝廷に訴えられ、専修念仏は停止され、承元の法難は起こった。また、当時、仏教者でありながら神祇を重んじる者がいた。このように、親鸞の生きた時代にも、念仏者が弾圧されることがあった。親鸞はそのことについて末法の時代であったために起こってしまった

結果であるにとらえられていると考える。そして、末法の世に生きる者に対し、しつかり考えどうあるべきであるのかを問いかけていると考える。末法の世では、聖道門の教えではなく浄土門こそが時機相応しており、浄土門に帰することを親鸞は勧めていた。末法の世では、浄土門こそが時機相応した教えであることは苗木藩の事例からも分かる。

苗木藩内の僧侶を還俗させる際、役人の前で魚を食べさせたということが行われた。しかし、真宗では肉食妻帯は許されている。このことにより、真宗に帰した人がいたことのわかる記述が「京都上京區寺ノ内宮東入平野氏方にて談話筆記」の中にあつた。

本願寺の者は前から公然と肉食妻帯を許されているから信者の者は皆これは本願寺に帰した方がよい。女も持っている。然らば本願寺が一番よいと云うことになった。ところが大谷派では苗木藩には寺がなかったが、大谷派に帰たそこでわしは本山へ参つて交渉して本尊を下げて貰いたいと云うので、美濃の教取締助勤になり本山の役目では視察と云う事になって当局の石川舜台に会つた。そして本尊を百六幅ばかり下げて貰つた。

此の時石川が「それは大いに逆縁であつて青山と云う男の廃仏は真宗を弘める為に大変よい事だ」と云つた(44) 実際に、心観寺の檀家が真宗の門徒となつたという記述もあつた。(45)

末法の世の衆生は、さとりに至るための行が出来ない。その中でも聖道門の道を歩んでいる者がいた。もし、浄土門に帰していたら、このような弾圧を受けることはなかったと推定できる。また、臨濟宗妙心寺派の坂上宗詮和尚の『荆棘録』には次の様に記されている。

真宗の如き他力本願の宗教力を以って門徒化し、其信心の厚きこと臨濟宗の檀徒と同一に視るべからず、もし苗木一万石領内の人民中、真宗の門徒過半数なりしならば、廃仏も彼の如くに激烈なるを得ざりしのみならず或いは暴動を起して苗木藩を倒す如きの挙なきやを保し難し、然るに雲林寺と其末寺とにて臨濟宗の檀徒多数なりしたため、廃仏等も忽ち一布令の下に行われたり⁽⁴⁶⁾

ここから、苗木藩の真宗門徒の信仰心は厚かったことがうかがえる。しかし、苗木藩内には真宗の寺院はなく、門徒も少なかった。そのために、当時、苗木藩内の寺院全てが廃寺となつてしまった。苗木藩内に真宗の寺院がなかったことは苗木藩での廃仏毀釈が徹底的に断行された一つの原因と言えるだろう。

以上より、末法の世では真宗が時機相応していることが確認できた。また、苗木藩の真宗の門徒や親鸞が弾圧を受けながらも念仏を続けたその理由は、信仰心が篤かったためであると考えられる。その姿勢とはどのようなものであったのかということについて、親鸞の文献から考察していく。また、そこから、親鸞の示す念仏者の姿勢について明らかにしていく。

第二節 親鸞著述から見られる念仏者の姿勢

それでは、親鸞自身、末法の世に生きる念仏者としてどのような姿勢であったのか、親鸞の著述から確認していきたい。そして、そこから、親鸞だけでなく、念仏者全般にいえる念仏者としてあるべき姿勢について論じていく。

まず、先述にもあるように、親鸞は自力の聖道門を捨てて他力の浄土門を選び取った。それは、自身が煩惱具足の凡夫であることの自覚によって、選びとられたと考えられる。親鸞は『正像末和讃』の「悲嘆述懷讃」を見たと自身の事を次の様に悲歎されていた。

浄土真宗に帰すれども 真実の心はありがたし

虚仮不実のわが身にて 清浄の心もさらになし

外儀のすがたはひとごととに 賢善精進現ぜしむ

貪瞋・邪偽おほきゆゑ 奸詐ももはし身にみてり

悪性さらにやめがたし ころろは蛇蝎のごとくなり

修善も雑毒なるゆゑに 虚仮の行とぞなづけたる

無慚無愧のこの身にて まことのころろはなけれども

弥陀の回向の御名なれば 功德は十方にみちたまふ

小慈小悲もなき身にて 有情利益はおもふまじ

如来の願船いまさずは 苦海をいかでかわたるべき

蛇蝎奸詐のころろにて 自力修善はかなふまじ

如来の回向をたのまでは 無慚無愧にてはてぞせん(47)

また、『歎異抄』第二章では

いづれの行もおよびがたき身なれば、とても地獄は一定すみかぞかし。(48)

と親鸞が言われたとされている。親鸞は自らを、罪悪深重の煩惱具足の凡夫だと言われ、どのような行も満足にできず、地獄にしか行くことが出来ない身であると言われ、また、そんな私でさえも救われると言われている。その自覚こそが、二種深信と言えるだろう。二種深信について『教行証文類』の「信文類」で説明されている。

〈深心〉といふは、すなはちこれ深信の心なり。また二種あり。一つには、決定して深く、自身は現にこれ罪悪生死の凡夫、曠劫よりこのかたつねに没し、つねに流転して、出離の縁あることなしと信ず。二つには、決定して深く、かの阿弥陀仏の四十八願は衆生を撰受して、疑なく慮りなく、かの願力に乗じて、さだめて往生を得と信ず。(49)

二種深信とは、罪悪深重で出離の縁はない身であると信知する機の深信と、どのような者も必ず救うという阿弥陀仏の本願を信知する法の深信のことであり、これは浄土真宗の要とされる信心が説明されたものである。

弾圧を受けても念仏を続けた理由はここにあったのではないかと考える。内藤氏は、「私の真宗学」と言うテーマで退職記念講演をされた際

自己が煩惱具足の底下の凡夫であるというところに成立するのが真宗学である。(50)

と述べられている。この様に、真宗の道を歩む者が理想とする相とは、自己が罪悪深重の煩惱具足の凡夫であり、どのような者も必ず救うという阿弥陀仏の本願によってしか救われない身であるという自覚だと言えるだろう。そこから、どのような状況であっても念仏者としての姿勢を変えることなく貫き通したのが、廃仏毀釈にあった

苗木藩の真宗の門徒や承元の法難にあった親鸞であると言える。それは、どのような者も必ず救うという阿弥陀仏の本願に対する歓喜の現れだと考える。自らの煩惱性・罪悪性の悲歎について、内藤知康氏は

単なる悲嘆ではなく、そのような自ら全体が阿弥陀仏の光明に摂取されているという事実に対する歓喜と一体となるものである。(51)

と述べられている。このようにどのような状況の中でも念仏を続けた親鸞や苗木藩の真宗門徒の姿勢は念仏者としてあるべき姿と言えるが、決して彼等はそのことに対し善悪を言うことはなく、弾圧をしてきた側に対し、因縁によってこのように起こってしまったと受け止めていたと考える。そして、そのことについて批判してしまう己をも懺悔していたのではないだろうか。

『教行証文類』の「行文類」には、次のように述べられている。

「海」といふは、久遠よりこのかた、凡聖所修の雑修雑善の川水を転じ、逆謗闡提恒沙無明の海水を転じて、本願大悲智慧真実恒沙万徳の大宝海水となる。(52)

このように『華嚴経』にもとづき、限らない煩惱をも本願の限らない知恵と慈悲の本願力によって功德に転じられると記されている。ここには、同一鹹味の意味が述べられている。どのような衆生も必ず阿弥陀仏の本願力によって同じように救われていくことが明らかにされている。そして、「親鸞聖人御消息」によると

善導和尚は、「五濁増時多疑謗 道俗相嫌不用聞 見有修行起瞋毒 方便破壊競生怨」(法事讚・下 五七六)とたしかに釈しおかせたまひたり。この世のならひにて念仏をさまたげんひとは、そのところの領家・地頭・

名主のやうあることにてこそ候はめ。とかく申すべきにあらず。「念仏せんひとびとは、かのさまたげをなさんひとをばあはれみをなし、不便におもて、念仏をもねんごろに申して、さまたげなさんを、たすけさせたまふべし」とこそ、ふるきひとは申され候ひしか。よくよく御たづねあるべきことなり。(53)

念仏者は念仏をさまたげの人を哀れみ念仏すると言われており、ここから、念仏のさまたげをする者に対しての救いも明らかにされていると言える。また、

邪見のものをたすけん料にこそ、申しあはせたまへと申すことにて候へば、よくよく念仏そしらんひとをたすかれとおぼしめして、念仏しあはせたまふべく候ふ。(54)

と言われている。このように、念仏によって念仏をそしる者の救いを説いている。念仏者はこのことを信知していたにも関わらず、阿弥陀仏の本願にまだ出遇えておらず背く者に対し批判をしてしまう心が起こってきてしまう自身に悲歎されていたのだと考える。そのような、罪悪深重の煩惱具足の凡夫であることに自覚があり、阿弥陀仏の本願を心から喜んでいたからこそ念仏を続けられていたと考える。

また、親鸞は罪悪深重の煩惱具足の凡夫であることの自覚をしていたことで、自身を愚禿と言われていた。愚者の自覚に関して、親鸞が観音菩薩の化身として仰がれた聖徳太子の憲法十七条の第十条にも記されている。

あひともに賢く愚かなること、鑿の端なきがごとし。ここをもつてかれの人瞋るといへども、還りてわが失ちを恐れよ。(55)

人は皆愚者であり、相手の過ちから自分の過ちを反省し、対立関係にあるべきではないと言われている。親鸞や

苗木藩の真宗の門徒は、愚者という自覚によって、弾圧を受けた側も弾圧をした側も共に歩める道を目指していたからこそ、念仏をそしる者でさえ救うという念仏を続けていたのではないかと考える。それは、親鸞の御消息の中の

朝家の御ため、国民のために、念仏を申しあはせたまひ候はば、めでたう候ふべし。往生を不定におぼしめさんひとは、まづわが身の往生をおぼしめして、御念仏候ふべし。わが身の往生一定とおぼしめさんひとは、仏の御恩をおぼしめさんに、御報恩のために、御念仏こころにいれて申して、世のなか安穩なれ、仏法ひろまれとおぼしめすべしとぞ、おぼえ候ふ。(56)

という言葉からも、世の中が対立することなく安穩であるようにと願われていたことが分かる。親鸞や苗木藩の真宗門徒は、罪悪深重の煩惱具足の凡夫・愚者であることを自覚し、悲歎・懺悔し、そんな己をも必ず救うと誓われた阿弥陀仏の本願に歓喜していたと考える。また、それだけではなく、どのような者とも対立することなく共に歩む道を目指していたのではないかと考える。

結論

苗木藩での廃仏毀釈は、大きく取り上げられていないが、ここまでで述べてきたように、強い弾圧を受けなが

らも隠れて信仰を続けていた人々がいた。そのほとんどは苗木藩の真宗の門徒であり、その姿勢は、念仏者としてあるべき姿であったと言えるだろう。また、その姿勢は、承元の法難で弾圧を受けた親鸞と似ていたと考える。それは、自らは罪悪深重の煩惱具足の凡夫・愚者であるという自覚から、悲歎・懺悔し、どのような者も必ず救うと誓われた阿弥陀仏の本願に歓喜する姿である。その姿こそが、念仏に導かれた者のあり方だと考える。また、それだけではなく、親鸞や苗木藩の真宗門徒は、どんな人とも共に歩める道を願っていたのだと考える。だからこそ、弾圧を受けながらも念仏をそしる者でさえ救うといわれている念仏を続けていたのだと考えられる。

承元の法難と廃仏毀釈といったように、仏教に対する弾圧の歴史は繰り返されている。この歴史を再度、繰り返さないためにも、私たちは親鸞や苗木藩の真宗門徒の意識を受け継がなくてはならないと考える。

〈註〉

(1) 岐阜県立図書館『郷土史料目録 第三集 明治期岐阜県庁事務文書 その一』一一二頁

(2) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一七三、一七四頁

明治三年十二月廿四日

政府布告

今般寺院寮被置、追々御改正筋被仰出候条於各管区々の処置致間敷事
但無縁無檀の寺院合併等自今本寺、法類、寺檀共故障有無詳細相糺し調べ書を以て可伺出事

(十二月東本願寺より苗木藩に於ける廃仏について歎願書を出す、是に於いて政府は十二月廿四日布告)
明治三年十二月廿六日

布告(各宗本寺本山に令してこの旨を各管轄の寺院へ諭達せしむ)

近世寺院之宗規日々紊乱シテ本寺本山ト唱フルモノ或ハ積徳持戒之念慮ナク、門地奠大ニ押移リ随テ末派之僧侶ニ至リ糊口安逸ヲ貪ルノミナラズ甚シキハ政教ヲ害スルノ徒有之趣今般寺院寮設ケラレ宗規僧風ノ御釐正相成候条今後銘々自反僧律ヲ守リ文明維新之御主意ヲ奉体可致旨被仰出候事

(中略)

明治四年(寺院廃合は朝廷の本志に非ず)

今般嘆願申出候趣、兼而被仰出御旨意に齟齬致候、素より廃仏之儀には無之、殊に昨冬中、無縁無檀之寺院にて、其本寺法類及び寺檀共、故障無之候て廃毀合併致候儀等、総て伺出朝裁を可請旨御沙汰相成候条、篤と御旨意を奉じ、門末之者共疑惑を不生様説諭可致事

太政官

(3) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一七三頁

(4) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一六九頁

(5) 後藤時男『苗木藩政史研究』三頁〜一六頁

(6) 東白川村教育委員会・東白川村史研究会『東白川村の廃仏毀釈』一七頁

(7) 吉田真樹『平田篤胤―靈魂のゆくえ』一四八〜一四九頁

(8) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一八四頁

私始家族一同神葬祭相用申度此段奉願候 以上

庚午七月廿七日

遠山苗木県知事

弁官御中

神葬祭之儀士族卒庶人二至迄追々願出候者不少候二付支配所
中氏子改之法相設庶人之儀者每村本居神社職並名主組頭等工取
締申付聊不都合之筋無之様可仕候間御聞濟破成下度奉願候 以上

庚午八月七日
苗木藩公用人 岩嶋忠三郎
弁官御伝達所

(9) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一八四頁

(10) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一八五頁

(11) 藤井草宣『岐阜県苗木藩の廢佛と東本願寺』一六頁

(12) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一八五頁

(13) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一八六頁

(14) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一九〇頁

(15) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一九四頁

(16) 東白川村教育委員会・東白川村史研究会『東白川村の廢仏毀釈』九三頁

(17) 渡辺浩一「廢仏毀釈について―美濃苗木藩の場合を中心として―」一六、一七頁

- (18) 苗木遠山資料館『苗木藩の廃仏毀釈』二一頁
- (19) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一七八頁
- (20) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一七八頁
- (21) 東山道彦『苗木藩終末記』二六一頁、二六二頁
- (22) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一九六頁
- (23) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一七九頁
- (24) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』二七六頁
- (25) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一九六頁
- (26) 後藤時男『苗木藩政史研究』二七六頁
- (27) 東山道彦『苗木藩終末記』二九一頁
- (28) 八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』一九一頁
- (29) 梯實圓「承元の法難の思想的意味―『教行証文類』と承元の法難―」七九頁
- (30) 『註釈版』四一七頁

- (31) 『註釈版』四二八頁
- (32) 『註釈版』四一三頁
- (33) 『註釈版』四七一頁
- (34) 『註釈版』四七一頁
- (35) 『註釈版』四一七頁
- (36) 『註釈版』二四六頁
- (37) 殿内恒 『教行証文類』にみる対外的姿勢―仏道としての粹組― 『真宗学』第一一六号 五二・五三頁
- (38) 『註釈版』六一八頁
- (39) 『註釈版』六八八頁
- (40) 内藤知康 「親鸞の神祇観についての一考察」 四頁
- (41) 『註釈版』五七四、五七五頁
- (42) 『註釈版』四七二頁
- (43) 林智康 「親鸞の神祇観」 『九州龍谷短期大学紀要』三二 一九頁

- (44) 『八百津町史 史料編』一九八・一九九頁
- (45) 『八百津町史 史料編』一九九頁
- (46) 渡辺浩一「廃仏毀釈について―美濃苗木藩の場合を中心として―」五一頁
- (47) 『註釈版』六一七、六一八頁
- (48) 『註釈版』八三三頁
- (49) 『註釈版』二一七・二一八頁
- (50) 内藤知康「私の真宗学」(二〇一三年一月二日、退職記念特別講義の際のプリントより引用)
- (51) 内藤知康「親鸞における実践の理論構造」『真宗学』第七一・七二号 二八五頁
- (52) 『註釈版』一九七頁
- (53) 『註釈版』七八七頁
- (54) 『註釈版』八〇八頁
- (55) 『註釈版』一四三六頁
- (56) 『註釈版』七八四頁

〈参考文献〉

岐阜県立図書館『郷土史料目録 第三集 明治期岐阜県庁事務文書 その一』岐阜県立図書館 昭和三九（一九六四）年

八百津町編纂委員会『八百津町史 史料編』岐阜県加茂郡八百津町 昭和四七（一九七二）年

八百津町編纂委員会『八百津町史 通史編』岐阜県加茂郡八百津町 昭和五一（一九七六）年

後藤時男『苗木藩政史研究』中津川市 昭和四三（一九六八）年

東白川村教育委員会・東白川村史研究会『東白川村の廃仏毀釈』東白川村教育委員会・東白川村史研究会 平成二（一九九〇）年

平田篤胤『出定笑語』

平田篤胤著・長井眞琴註『出定笑語』廣文堂書店 昭和一二(一九三七)年一月二八日

吉田真樹『平田篤胤―靈魂のゆくえ』株式会社講談社 平成二一(二〇〇九)年一月二九日

前田勉『近世神道と国学』ぺりかん社 平成一四(二〇〇二)年

藤井草宣『岐阜県苗木藩の廢佛と東本願寺』

苗木遠山史料館『苗木藩の廢仏毀釈』

森義一『郷土史壇「苗木藩の廢仏毀釈に就いて」』第一卷 第八号 一信社出版部 昭和一〇(一九三五)年

東山道彦『苗木藩終末記』三野新聞社 昭和五五(一九八〇)年

千早保之『墓からみた歴史「廃仏毀釈」以前』苗木遠山史料館 平成二三（二〇一一）年

良雪曹源『覚え書きの書』良雪曹源 平成二一（二〇〇九）年

新田瑞気『苗木霞ヶ城』藩主遺徳顕彰会 昭和三二（一九五七）年

東白川村教育委員会・東白川村文化財審議会『東白川村の石造物』―第一集―東白川村教育委員会・東白川村文化財審議会 昭和五八（一九八三）年

村上速水・内藤知康『わかりやすい名言名句 親鸞聖人のことば』法蔵館 平成一三（二〇〇一）年

浄土真宗本願寺派『浄土真宗聖典 註釈版 第二版』本願寺出版社 平成一六（二〇〇四）年

浄土真宗本願寺派『浄土真宗聖典 七祖篇 註釈版』本願寺出版社 平成八（一九九六）年

浄土真宗本願寺派『浄土真宗全書 二卷 宗祖篇 上』本願寺出版社 平成二三（二〇一一）年

浄土真宗本願寺派『浄土真宗全書 一卷 三経七祖篇』本願寺出版社 平成二五（二〇一三）年

〈参考論文〉

渡辺浩一「廃仏毀釈について―美濃苗木藩の場合を中心として―」昭和六三（一九八八）年〔昭和六三年度佛教
大学通信教育部史学科卒業論文〕

梯實圓「承元の法難の思想的意味―『教行証文類』と承元の法難―」『研究紀要』二十二号 平成二一（二〇〇九）
年

内藤知康 「親鸞の神祇観についての一考察」『龍谷紀要』第十五卷 第一号 平成五（一九九三）年

内藤知康 「親鸞における実践の理論構造」『真宗学』第七一・七二号 昭和六二（一九八七）年

殿内恒 『教行証文類』にみる対外的姿勢―仏道としての枠組― 『真宗学』第一一六号 平成一九（二〇〇七）年

矢田了章 「二種深信の教理史的考察―成立とその背景―」『真宗学』第八十三号 平成三（一九九一）年

矢田了章 「二種深信の教理史的考察―法然・隆寛・聖覚における―」『真宗学』第九九・一〇〇合併号 平成一（一九九九）年

深川宣暢 「真宗における「懺悔」の一考察」『龍谷教学』二〇号 昭和六〇（一九八五）年

林智康 「真宗の信心と二種深信」『龍谷紀要』第十五号第二号 平成六（一九九四）年

林智康 「親鸞の神祇観」 『九州龍谷短期大学紀要』 三二 昭和六一（一九八六）年

〈添付資料〉

【史料1】 廃寺となった寺院(宗派別)

臨濟宗妙心寺派…雲林寺、正岳院、寿昌院、長昌寺、片岡寺、長増寺、宝林寺、岩松寺、心観寺、龍現寺、龍
気寺、常楽寺、蟠龍寺、昌寿寺、洞泉寺、積善寺 計十六ヶ寺

(正岳院、寿昌院、長昌寺、片岡寺、長増寺、宝林寺、岩松寺、心観寺、龍現寺、龍気寺、常
楽寺、蟠龍寺、昌寿寺、洞泉寺の十三ヶ寺はいずれも雲林寺の末寺であった。)

(「支配地廃寺帰俗申付候届」に載っていない寺院は、正岳院、寿昌院、蟠龍寺の三ヶ寺)

日蓮宗…仏好寺

(遠山氏三代友貞公の室の寺)

曹洞宗…正法寺

(雲林寺は法類に準じて客位に扱っていた)

真言宗…龍王院、雲台寺、三井寺

〔支配地廢寺帰俗申付候届〕に載っていない寺院)

天台宗…三聖寺、天王院

〔支配地廢寺帰俗申付候届〕に載っていない寺院)

修驗(宗派不明)…福寿院、十六院、福昌院

〔支配地廢寺帰俗申付候届〕に載っていない寺院)

全寺院、計二十六ヶ寺

【史料2】石仏石塔

《福岡町》



→ 縦にも横にも切断されていた。



← 石仏石塔が計四つ並んでいた。そのうち二体の石仏の頭はなく、明治二年の名号石は二つの切れ目があり、中では一番新しい名号塔だけがきれいに残っていた。



← 石仏石塔が計十つ並んでいた。一番大きい名号石は約二メートルの高さのものだった。その名号石は横にも縦にも割られていた。他の石仏の中には頭のないものがあった。

